

玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為）

特記仕様書

群馬県佐波郡玉村町

## 第1章 総則

### 1. 適用範囲

- (1) 玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為）特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）は、本業務に係る設計、契約書及び設計図書の内容について、統一的な解釈及び運用を図るとともに、その他の必要な事項を定め、契約の適正な履行の確保を図るためのものである。
- (2) 設計図書は、相互に補完し合うものとし、そのいずれかによって定められている事項は、契約の履行を拘束する。
- (3) 特記仕様書、図面又は標準仕様書の中に相違がある場合又は図面からの読み取りと図面に書かれた数字が相違する場合は、受注者は発注者に確認して指示を受ける。

### 2. 目的

玉村町浄水場更新基本構想・基本設計業務委託（債務負担行為）（以下「本業務」という。）は、施設全体更新に向けた具体的施策を多面的に検討し、施設更新基本構想及び基本設計を行うことを目的とする。

### 3. 水道の変遷

本町の水道事業は、昭和49年度に計画給水人口15,000人、計画一日最大給水量6,000m<sup>3</sup>で創設認可を受けた。

その後、水需要増加に対処するため昭和54年度に第一次拡張事業、昭和61年度に第二次拡張事業の変更認可を取得した。

そして、平成5年度に給水人口及び給水量の増加が見込まれ計画給水人口42,000人、計画一日最大給水量28,400m<sup>3</sup>の第3次拡張事業の変更認可を受け現在に至っている。

### 4. 水道施設の現状

本町浄水場は、9ヵ所の井戸水源より浄水場内へ導水し、反応池で次亜塩素を注入した後、徐鉄・徐マンガンろ過池を経て配水池に貯留して配水ポンプにより町内全域に配水している。

また、平成15年7月より県央第二水道から受水を開始し、現在は総配水量の約17%を受水している。

### 5. 浄水場施設概要

#### (1) 取水施設

水 源 井 戸：9ヵ所（第6水源更新工事：令和2年12月竣工予定）

#### (2) 浄水施設

1系浄水処理施設：塩素反応池2池

急速ろ過池5池

2系浄水処理施設：塩素反応池2池

急速ろ過池4池

(3) 配水施設

第 1 配水池：有効容量 2,020m<sup>3</sup>（上部 250m<sup>3</sup>、下部 1,770m<sup>3</sup>）

第 2 配水池：有効容量 5,000m<sup>3</sup>

第 3 配水池：有効容量 6,000m<sup>3</sup>

1 系配水ポンプ室：配水ポンプ 3 台

2 系配水ポンプ室：配水ポンプ 4 台

上陽ポンプ室：配水ポンプ 3 台

(4) 排水施設

排水処理施設：濃縮層 2 池

脱水機棟 1 棟

(5) 電気計装及び監視施設

1 系発電気室：受配電施設

1 系自家発電設備

2 系発電気室：受配電施設

2 系自家発電設備

管理棟・事務所：中央監視操作施設

6. 業務範囲

本業務の業務範囲は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 基本構想策定業務

(2) 基本設計業務

7. 履行期間

履行期間は、契約締結日の翌日から令和 4 年 3 月 18 日（金）までとする。

第 2 章 基本構想策定・基本設計業務

1. 基本事項の設定

(1) 計画一日最大給水量は、平成 29 年度時点の 16,400m<sup>3</sup>/日とする。ただし、近年の一日最大給水量及び更新時期を勘案し、計画一日最大給水量を見直す提案は可とする。

(2) 県央第二水道との受水に関する基本協定は次のとおりとする。なお、令和 5 年度以降の使用水量は、令和 4 年度に協議して定める予定である。

令和 2 年度～令和 4 年度

一日最大使用水量：3,015m<sup>3</sup>

一日平均使用水量：2,352m<sup>3</sup>

計画目標年度（令和 5 年度）

一日最大使用水量：6,200m<sup>3</sup>

一日平均使用水量：4,836m<sup>3</sup>

(3) 既存施設を運転しながらの更新が必要である点に留意し、実現可能な更新計画構想及び

手順を提案に含めること。

- (4) 浄水場は逐次増築を重ねてきた経緯があるため、場内配管は錯綜しているうえその正確な位置については十分な情報がなく、受注者による調査が必要なことが予想される。設計においては作業上この点に留意すること。
- (5) 新たな更新用地の取得提案は、可とする。

## 2. 基本構想策定業務

基本構想策定の業務内容は、次のとおりとする

- (1) 計画準備
- (2) 既存資料収集（問題点等洗い出し）
- (3) 現地調査
- (4) 全体計画
- (5) 処理フローの検討
- (6) 施設配置計画
- (7) 段階的運用方法の検討
- (8) 受注者による創意工夫や独自提案

## 3. 基本設計業務

基本設計の業務内容は、次のとおりとする

- (1) 設計方針
- (2) 災害対策の検討
- (3) 維持管理方法の検討
- (4) 基本設計図の作成
- (5) 概算事業費の算出
- (6) 受注者による創意工夫や独自提案

## 4. 成果品

成果品は、次のとおりとする。一連の業務成果及び詳細設計を実施していくうえでの課題や提言等について報告書としてとりまとめること。

なお、成果品はすべて発注者の所有とし、発注者の承諾なくして他に公表、貸与もしくは使用してはならない。

- (1) 報告書（A4版） 3部
- (2) 浄水場全体鳥瞰パース図（A1版） 1部
- (3) 電子成果品 1式

以上